

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回までは、一般廃棄物について見てきました。宿題は一般廃棄物、産業廃棄物双方について問うたものですが、会員さんであればご存じのことも多かったと思います。

宿題Q、次のうち、廃棄物処理法に規定する許可の有効期間について誤っているものはどれか。

- (1) 一般廃棄物の収集運搬業の許可は2年間である。
- (2) 優良性の評価を受けていない産業廃棄物の収集運搬業の許可は5年間である。
- (3) 特別管理産業廃棄物の処分業の許可は3年間である。
- (4) 一般廃棄物処理施設設置許可は永年である。
- (5) 産業廃棄物処理施設設置許可は永年である。

【解説】

(1) は政令第4条の5で、(2) は政令第6条の9で規定している（優良性の評価を受けている場合は7年）。

(3) については、政令第6条の14で5年間（優良性の評価を受けている場合は7年）と規定している。

処理施設設置許可については特段の規定がないことから、一旦許可を受ければ、その施設が存在する限り有効である。しかし、処理施設の特性として、劣化していくことから当初の能力が発揮できなくなったり、構造に欠陥が生じたときは維持管理基準違反や構造基準違反が問われ、それを大きく修繕することは「主たる構造設備の変更」となり、変更許可が必要となる場合が多い。なお、処理業の許可も平成4年までは許可期限が規定されておらず、一旦許可を取得すると永年有効とするものであった。

正解 (3)

解説には「平成4年まで処理業許可は永年だった」ということだけでしたが、平成4年から8年までは一般廃棄物処理業許可期限は「1年」でした。これは市町村が策定する一般廃棄物処理計画に処理業許可も合わせるためです。しかし、「1年」というのはあまりに短いと業界から強い要望もあり、現行の「2年」と改正した経緯があります。

さて、選択肢に「優良認定」の件が出ていましたので、次の問題はその「優良認定」についてにしましょう。

Q、産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として「優良」業者と認められ許可の期間が7年となる「優良認定業者」制度がある。この優良認定業者として認定される基準とはなっていないのは、次のうちどれか。

- (1) 申請者が申請の段階で現に受けている許可の有効期間中に廃棄物の不適正処理に係る措置命令を受けていない。

～廃棄物処理問題～

- (2) 法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新している。
- (3) ISO14001 又はエコアクション 21 もしくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けている。
- (4) 情報処理センターに電子マニフェストに係る利用登録をしており、電子マニフェストが利用可能である。
- (5) 10以上の都道府県において、産業廃棄物処理業の許可を取得している。

【解説】

当制度は、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る五つの基準に適合する、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者については、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与することとした制度である。(政令第6条の9等)

(1)～(4)の他に5年以上の実績や、税の滞納がないことなどが省令で示されているが、(5)は基準とはなっていない。

正解(5)

実際に優良認定を受けていらっしゃる方にとっては簡単な問題であったと思います。まだ受けていらっしゃらない方は是非挑戦してみてください。

実はこの「優良認定」という制度は、条文上はとても脆弱な制度で、法律上は「許可の期間を政令で規定する」としていて、その政令で「優良なものの期間は7年とする」という仕組みです。BUNさん個人の希望としては、やはり、これほど推し進める政策となったのであれば、「優良認定」という制度自体を法律できっちり規定して貰いたいものだと思っています。

さて、このところだいたい応用的な問題が続きましたので、改めて初心に戻り基礎知識から出題。まずは、「区分」。



宿題Q

次のうち、製造業から排出される廃棄物に関して、正しいものはどれか。

- (1) 製品の流通に使用した木製の廃パレットは事業系一般廃棄物である。
- (2) 製造業から排出される動植物由来の残さ物はすべて産業廃棄物である。
- (3) 生産工程以外の管理部門などから排出される廃棄物はすべて事業系一般廃棄物である。
- (4) たとえ原料として購入したものであっても、期限切れなどにより原料として使用できないため不要となったものは廃棄物となる。
- (5) 製品製造に使用したものでガス状の不要物は、事業活動に伴い排出された産業廃棄物である。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。